

## 玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

玉名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第33条」に、「第28条—第33条」を「第34条—第38条」に、「第34条—第40条」を「第39条—第45条」に、「第41条—第45条」を「第46条—第50条」に改める。

第1条中「及び訂正」を「、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止」に改める。

第2条第4号中「記録をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第7条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 他の実施機関から収集するとき。

第8条第2項第8号中「国等」の次に「又は他の実施機関」を加える。

第20条の見出し中「第三者保護」を「開示決定等に係る第三者保護」に改め、同条第2項中「反対意見書」を「開示反対意見書」に改める。

第24条第3項中「第14条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第45条を第50条とする。

第44条中「第29条第6項」を「第35条第6項」に改め、同条を第49条とし、第41条から第43条までを5条ずつ繰り下げる。

第5章中第40条を第45条とし、第39条を第44条とする。

第38条第1項中「又は訂正」を「、訂正、利用の停止、消去又は提供の禁止」に改め、同条を第43条とし、第34条から第37条までを5条ずつ繰り下げる。

第33条を削る。

第32条中「第30条第4項」を「第36条第4項」に改め、第4章中同条を第38条とし、第31条を第37条とする。

第30条第1項及び第3項中「又は訂正決定等」を「、訂正決定等又は利用停止決定等」に改め、同条を第36条とする。

第29条第9項中「第32条」を「第38条」に改め、同条を第35条とする。

第28条第1項中「又は訂正決定等について行政不服審査法」を「、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法」に改め、同項第2号中「又は訂正しない旨」を「、訂正しない旨の決定又は利用停止をしない旨」に、「又は訂正を」を「、訂正又は利用停止を」に、「反対意見書」を「開示反対意見書又は訂正反対意見書」に改め、同条第2項第2号中「又は訂正請求者」を「、訂正請求者又は利用停止請求者」に改め、同項第3号中「反対意見書」を「開示反対意見書又は訂正反対意見書」に改め、同条第3項第1号中「又は訂正決定」を削り、同項第2号中「に係る」の次に「開示決定等（全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該開示決定等に係る個人情報の」を加え、「又は訂正決定」を削り、「当該開示決定」を「当

該開示決定等」に、「反対意見書」を「開示反対意見書」に改め、同条を第34条とする。

第3章中第27条を第33条とし、第26条の次に次の6条を加える。

(訂正決定等に係る第三者保護に関する手続)

第27条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、訂正決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の訂正に反対の意見を表示した意見書(以下「訂正反対意見書」という。)を提出した場合において、訂正決定をしたときは、速やかに当該第三者に対し、訂正決定をした旨及びその理由並びに訂正の内容を書面により通知しなければならない。

(利用停止の請求)

第28条 何人も、自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1) 実施機関により適法に収集されたものでないとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該自己情報の利用の停止又は消去  
(2) 第8条の規定に違反して提供されているとき 当該自己情報の提供の停止  
2 第13条第2項の規定は、自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

(利用停止請求の方法)

第29条 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所  
(2) 利用停止請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項  
(3) 利用停止請求の趣旨及び理由  
(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

(利用停止義務)

第30条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるとときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼ

すおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第31条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をする旨の決定（以下「利用停止決定」という。）をしたときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第32条 前条の規定による決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、利用停止請求者に対し、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求書が提出された日の翌日から起算して60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。